

令和6年能登半島地震の被害者の方々へ

令和6年2月6日
富 山 県

本県では、能登半島地震の発生を受け、「令和6年能登半島地震による被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例」を制定しました。これにより、次の2つの措置が講じられます。

①許認可等の有効期間が延長されます

令和6年1月1日以後に有効期間の満了日を迎える
許認可等の有効期間（存続期間）が、申出により、
最長で令和6年6月30日(日)まで延長されます。

◎今回の地震により被害を受けた方が対象となります。

※本県以外の石川県や新潟県、福井県などで被害を受けられた方も対象となります。

◎本県の条例や規則等に基づくものが対象となります。

※法律等に基づく許可等についても国が同様の措置を講じています。
詳しくは、総務省特設ページでご確認ください。

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu01_000360.html

②届出等が期限内に履行できない場合の免責期限が設けられます

県への届出等が本来の期限までに提出できない場合であっても、それが今回の地震によるものであれば、

令和6年4月30日(火)までに提出いただければ、
行政上・刑事上の責任は問われません。

◎本県の条例や規則等に基づくものが対象となります。

※法律等に基づく届出等についても国が同様の措置を講じています。

※ 延長・免責の対象や手続の詳細については、許可等の更新手続や届出等の担当窓口にお問い合わせ・ご相談ください。